

新しい法律のご案内



民法と刑法の改正

1. 民法の改正

民法が一部改正され、今年4月1日から施行されています。

(1) 民法が現代語化されました。

民法を理解しやすくするため、現代語化されました。民法の総則や財産関係の部分は、1896年(明治29年)の制定以来、100年以上全面改正がなく、カタカナ書き、文語体のままでした。

たとえば、不法行為を定めている民法709条は大変重要な条文ですが、従前は、「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」でした。これでは読むだけでも大変ですね。

新しい条文は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護されている利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と書き改められました。少しは分かりやすくなったでしょうか。

なお、判例により、厳密な意味での権利だけでなく、老舗の営業や平穏な生活なども保護されると解されていますので、新しい条文は「法律上保護される利益」という言葉が付け加えられました。

その他、「いんぎょうち圍繞地」は「その土地を囲んでいる他の土地」に、「こうちやく溝渠」は「溝、堀」に、「しんたんあぶら薪炭油」は「燃料及び電気」に書き改められました。

(2) 保証契約の適正化

金融機関からお金を借りるようなとき保証人を立てますが、これまでは、保証限度額や期間の定めがない保証(「包括根保証」)も有効と

されてきました。しかし、保証後に借入額が膨らんでいったようなときに、債務者が倒産すると、保証人には大変酷な結果になります。

そこで、限度額(極度額)の定めのない根保証契約は無効とされました。また、根保証の保証期間は3年ないし5年に制限されました。

2 刑法などの改正

刑法と刑事訴訟法が一部改正され、本年4月1日から施行されています。

(1) 罰則強化

刑法は施行されて約100年になりますが、この間、法定刑が見直されることはありませんでした。しかし、近年、治安水準の悪化、平均寿命の大幅な伸び、性犯罪などに対する処罰の強化を求める世論などがきっかけになって見直すことになり、凶悪・重大犯罪の法定刑が引き上げられました。

まず、殺人、強姦などの法定刑の上限は、これまで15年でしたが、20年になりました。傷害罪は上限の10年が15年に引き上げられました。なお、強盗致傷罪は、従前は下限でも懲役7年であるため、どんな事情があっても執行猶予がつけられませんでした。下限を6年にすることで執行猶予を付けることも可能になりました。

(2) 公訴時効期間の延長

これまで殺人など死刑に当たる罪でも、15年の間に公訴されないと時効になりましたが、25年に延長されました。

(弁護士 松森 彬)

個人情報保護法

今年の4月1日から、「個人情報保護法」(個人情報の保護に関する法律)が施行されています。コンピュータやインターネットが普及し、個人情報が大量に漏れたり、不正に売買されたりするなど、社会問題になってきたことが背景にあります。

1 対象になる事業者

個人情報保護法は、特定の個人が識別できる情報(個人情報)を保護の対象としていますが、この法律のねらいは、もっぱら大量かつ高度に処理される個人情報の不適正な取扱を防止しようとするためですので、法律の対象になるのは、5千件以上の個人情報を、整理した形で6ヶ月以上管理している事業者(個人情報取扱業者)に限られます。

2 どんな規制か

「個人情報取扱業者」に該当すると、個人情報の取扱いに関して一定の義務があります。たとえば、①個人情報の利用目的を特定し、公表すること、②個人情報を本人から書面で直接に取得する場合は利用目的を明示すること、③法律は、検索しやすいように整理された形の個人情報を「個人データ」と呼んで、単なる「個人情報」と区別していますが、「個人データ」については安全管理措置を講じ、本人の同意なく第三者に提供しないこと、④6ヶ月以上保有している「個人データ」は、本人の求めに応じて、開示、訂正、利用停止などの措置をとること、などです。

これらの義務に違反しても、直ちに刑罰が科されるわけではありません。ただ、一定の措置をとるよう指導命令を受けた事業者が命令に反すると刑罰が科されることがあります。いきなりレッドカードが来ることはなく、その前にイエローカードが示されることになっているわけです。

3 本来の守秘義務とは異なる

個人情報保護法ができる前から、私たち弁護士も含めて、それぞれの事業者はその職務

によって固有の守秘義務を負いながら活動しているわけですが、そうした固有の守秘義務の問題と、個人情報保護法による義務の問題とは別個のもので、これらは分けて考える必要があります。

4 過剰反応も

最近、様々なところで、この法律を意識した対応が取られているのを目にします。ただ、それらの中には、過剰反応ではないかと思われるような例もなくはありません。法律は、利用目的の達成に必要な範囲で「個人データ」の取扱を外部に委託する場合や、生命・身体・財産保護の必要があって本人の同意を得るのが困難な場合などは、例外的に本人の同意を得なくてもよいとしています。また、前述しましたように、本人の同意が必要とされるのは、単なる「個人情報」ではなく「個人データ」を第三者に提供する場合ですが、この点の混乱も見られます。

5 課題も

個人情報保護法が施行されてからも個人情報の紛失や漏洩などの事件が起こっているため、法律の実効性が疑問視されています。また、個人情報の適正な取扱はもちろん大切ですが、行き過ぎて、国民の「知る権利」が脅かされたり、事業者の社会活動が必要以上に萎縮するようでは困ります。今後、この法律がどのように運用されることになるのか、きちんと見守ってゆく必要があると思われます。

(弁護士 高江俊名)

新しい破産法

バブル経済の崩壊のあと破産事件が激増しています。しかし、破産法は大正11年に制定されたもので、現在の破産事件の実情に合わない面がありました。そこで、破産法の抜本的な改正が図られ、新しい法律が今年の1月から施行されています。

以下では、新法の要点をご紹介します。

1 手続の迅速化・合理化

① 債権届出手続について

以前の手続では、せっかく債権届出をしても配当がなく、届出に要する債権者の費用や手間が無駄になることがありました。そこで、配当の見込が立たない事件では、配当の見込が生じてから債権届出期間を定めることができるようになりました。

② 配当手続について

また、以前は、配当手続に入ってから債権者が配当を受けられるまでに3ヶ月以上要するのが常でしたが、新法により、その期間を3週間程度に短縮できるようになりました。

2 給料債権の優先性を強化

旧法では、従業員の給料債権よりも租税債権のほうが優先度が高く定められていました。そのため、破産した事業者が租税を多く滞納していたり、破産時に残っている財産が少ない場合は、従業員が働いた分の給料の支払を受けられず、破産手続でも配当を受けられない事件が多く発生していました。そこで、新法では、破産手続開始前3ヶ月分の給料について、破産手続における優先性が強化されました。

3 個人破産者の手元に残せる財産が拡大

破産法は、債務者に生活の立て直しの機会を与えるということも目的の一つとしていますが、個人の債務者が破産をする場合、手元に全く財産が残っていないと、破産後にたちまち生活を維持できなくなり、債務者の生活の立て直しを阻害することになります。その

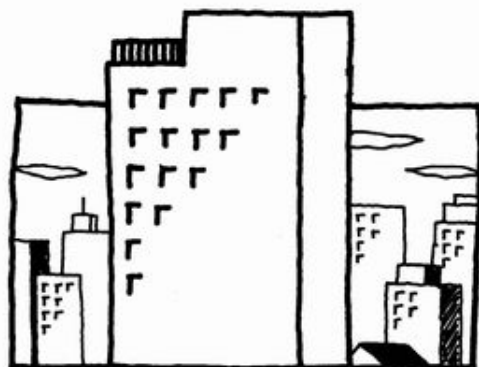
ため、以前は、換価価値のない家財道具などは別として、破産者が財産を手元に残すことは認められていませんでしたが、新法では、一定の条件のもとで、個人の破産者が手元に残せる財産（自由財産と言います。）の範囲が原則として99万円分まで上げられるようになりました。

4 破産の手続費用

破産決定がなされると、裁判所によって破産管財人が選任されます。破産管財人の仕事は、破産者の財産を債権者に公平に分配することです。しかし、破産者によっては、債権者に分配するだけの財産が残っていない場合もあります。そのような場合は、原則として破産管財人は選任されません。

破産管財人が選任される事件の場合、以前であれば、裁判所に納める手続費用が最低でも50万円は必要でした。しかし、現在では、この費用も安くなり、事案によっては20万円強の費用で済むようになっています。

(弁護士 高江俊名)



<交通事故の法律問題>

交通事故は、昨年は95万件発生し、死者7300人、負傷者118万人でした。賠償問題は多くは被害者と保険会社との話し合いで解決しますが、弁護士が依頼を受けて交渉や調停、訴訟をすることもあります。ご質問が多い「損害額の算定基準」と、最近厳しくなっている「駐車車両の責任」についてご説明します。

1 マメ知識 — 賠償の3つの基準

交通事故の賠償には3つの基準があります。最も額が低いのが自賠責保険（いわゆる強制保険）の基準（自賠責保険基準）です。次に高い基準は、示談で保険会社が用いる基準（任意保険基準）です。そして、最も高いのが、裁判で裁判所が用いる基準（裁判基準）です。特に慰謝料は、裁判基準が任意保険基準よりも3割～4割高くなります。弁護士が交渉・裁判をする場合は裁判基準を使いますので、交渉で納得がいかないときは、弁護士に委任されるのも一つの方法です。

2 こんな場合は — 「駐車していて車に追突された場合、駐車車両に責任はあるか」

道路交通法は、駐車は他の交通の妨害にならないようにすること、駐車禁止場所での駐車は禁止されること、夜は車は灯火をつけなければならないことを定めています。そこで、夜に駐車禁止の道路に無灯火で駐車していた車に後続車両が追突したような場合は、原則として駐車車両にも過失があるとされます。ただ、故障で停めたときや、駐車時間が数分間で非常点滅灯も点けていたようなときは、過失はないとされることもあります。

追突した車も、前方を注視していれば衝突を避けられたはずですので、追突した車にも当然過失があります。

双方の過失の割合は、道路の見通し、駐車車両の非常点滅灯などの点灯の有無、駐車位置、駐車時間、後続車両の前方注視の有無・程度、速度などによって変わってきます。

最近では、違法駐車していた車に厳しくなる傾向にあります。以

前は、追突車両の過失が6割～7割、駐車車両の過失が

4割～3割という例が多かったのですが、最近では

5割対5割、あるいは逆に、駐車車両の過失が

6割～7割、追突車両が3割～4割とされる

こともあります。

（弁護士 松森 彬）



<新しい司法制度が決まりました>

昨年、司法改革についての法律が多数成立しました。司法改革は実行の段階に入ったといえます。

日本の司法は、外国に比べて、①人や予算が少なく、使いにくい、②国民の参加がない、③裁判所が閉鎖的であると言われてきました。

そこで、この度の司法改革で、①司法を使いやすくするため、「法科大学院」を作って多数の法律家を養成することになりました。また、「司法支援センター」を設けて、お金の無い人への裁判費用の援助を拡充することになりました。裁判を、もっと早くすることも目標になっています。②「裁判員制度」を設けて国民が裁判に参加することになりました。③裁判官のキャリア制度を改めて、弁護士から多数の裁判官を選任することになりました。

ここでは、裁判員制度をご紹介します。

<裁判員制度>

1 先進国で市民参加の制度が無かったのは日本と韓国くらい

先進国のほとんどは、裁判に市民が参加する制度を持っています。アメリカ、イギリス、ロシアなどは陪審（陪審員だけで有罪・無罪を判断）、ドイツ、フランス、イタリアなどは参審（裁判官と参審員で協議して判断）です。日本にも戦前は陪審がありました。今度の裁判員制度は参審に近い形です。

2 3人の裁判官と6人の裁判員で裁判

原則として3人の裁判官と6人の裁判員で刑事裁判を行います。

裁判員は、選挙人名簿に基づいて裁判所で選任されます。候補者に質問するなどして、検察、弁護の意向も入れて選ばれます。

重大な事件だけですので、経験できる人はそれほど多くありません。大阪で年間350件、神戸で100件、京都で50件程度です。大阪府に住む選挙人は700万人ですので、一生のうちに裁判員の経験ができる人は、おおよそ60人に1人程度です。

また、日数ですが、大半が1日から3日で終わると思われます。

3 2009年から実施

裁判員制度は4年先の2009年5月までに実施されます。

私は、以前、アメリカの陪審裁判を見ました。陪審員になるときはいやだなと思う人が多いようですが、それを上まわる充実感があると聞きました。市民の意見でいい制度にすることが望まれます。
(弁護士 松森 彬)

事務局から

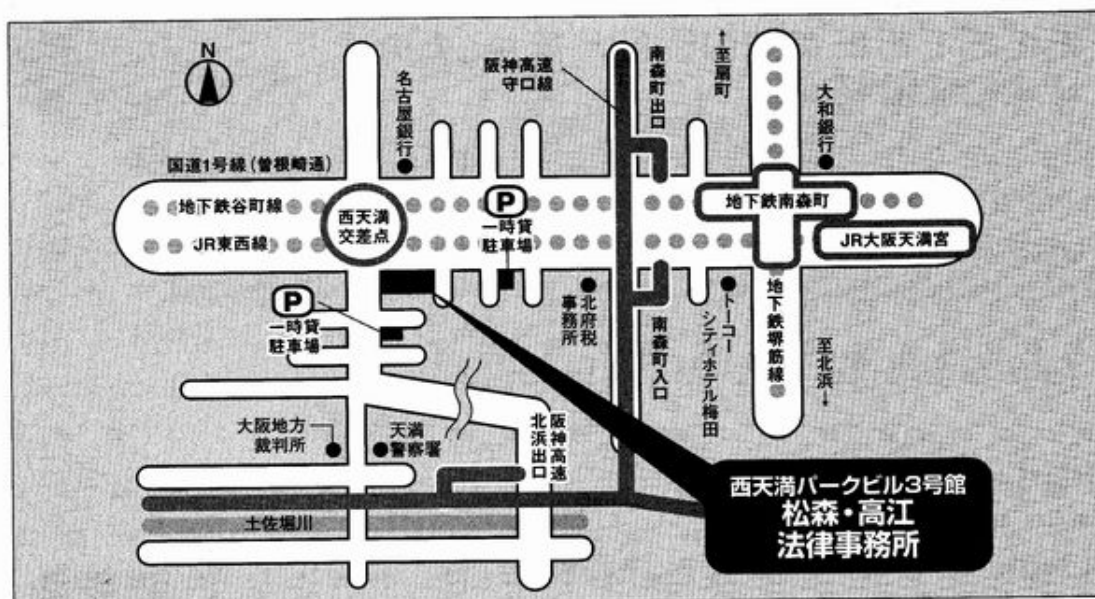
事務所に入って8年経ちますが、最初は何も出来ませんでした。法律事務は弁護士の指導や弁護士会の事務員研修で、その他の仕事はその都度学び、月日とともに徐々にこなせるようになってきました。電話での応答や接遇は事務所の受付として、できるだけ安心と親しみを感じて頂けるように心がけています。破産や清算事件など、一般の会社員では経験できなかったことを経験をさせて頂いているなあと思います。基本を忘れず、地道に頑張りますのでよろしくお願いいたします。

事務局 大浜愛子

事務局では毎日、電話やお客様の対応をはじめ、裁判に必要な資料を集めたり、裁判所に出す書類を必要な数だけ作ったりします。近くにある大阪地裁や郵便局、銀行に行くこともあります。仕事を通じて思うことですが、私がお手伝いしているのは、事件そのものというより、お客様お一人お一人のお気持ちだと思っています。事務所の受付にふくろうの人形がありますが、お越し戴く皆様に福が訪れますように、と思います。

事務局 田村まゆか

事務所案内



● 松森・高江法律事務所 ●

【弁護士】 松森 彬・高江俊名
【スタッフ】 大浜愛子・田村まゆか

〒530-0047
大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階 (堺筋線・谷町線「南森町」駅 ②番出口より左へ徒歩5分)
TEL (06) 6364-5010・FAX (06) 6364-2372

【平日】 午前9時15分～午後5時30分
【第1・3土曜】 午前9時15分～午後0時30分